

防人2第5452号  
平成14年6月21日  
最終改正 令和2年3月12日

防衛大学校長  
防衛医科大学校長  
陸上幕僚長 殿  
海上幕僚長  
航空幕僚長

事務次官

自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について（通達）

標記について、当分の間、別添のとおり実施することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要綱」

## 自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要綱

### 1 目的

この要綱は、自衛官等の採用時に行う薬物使用検査の実施に関し必要な事項を定めることにより、薬物使用者の入隊等を防止することを目的とする。

### 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自衛官等 自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第16条第1項第3号の教育訓練を受ける者を除く。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒をいう。
- (2) 志願者 自衛官等を志願する者
- (3) 採用予定者 自衛官等（予備自衛官補を除く。）として採用することを予定する者
- (4) 受験者 予備自衛官補の採用試験を受験する者
- (5) 薬物使用検査 志願者及び採用予定者が、その採用直前において、大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬若しくは同条第6号に規定する向精神薬又はあへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん若しくは同条第3号に規定するけしがらを使用していないことを確認するために行う検査をいう。

### 3 採用

任免権者は、薬物使用検査を受けない採用予定者又は受験者（以下「採用予定者等」という。）及び薬物を使用していることを認めた採用予定者等を採用してはならない。

### 4 周知

地方協力本部長又は任免権者は、志願者又は採用予定者に対して、薬物使用検査の実施について事前に周知しなければならない。

### 5 薬物使用検査の実施

- (1) 薬物使用検査は、1次検査と2次検査に分けて実施するものとする。
- (2) 薬物使用検査の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める者とする。
- (3) 1次検査は、採用予定者にあつては入隊時又は入学時、予備自衛官補にあつては採用試験時にそれぞれ行う身体検査に併せて実施するものとする。
- (4) 1次検査は、実施責任者の監督の下、所要の要員をもって実施し、必要に応じて医師又は臨床検査技師たる隊員の助言を受けるものとする。
- (5) 2次検査は、1次検査において薬物使用に係る陽性反応が出た者について、より精密な結果を得るため、実施責任者が部外に委託して実施するものとする。

## 6 薬物使用検査の結果の取扱い

- (1) 実施責任者は、薬物使用検査の結果を速やかに任免権者に通知するものとする。
- (2) 任免権者は、当該通知に基づき、当該採用予定者等又は自衛官等の取扱いについて適切に処置するものとする。

## 7 委任規定

この要綱に定めるもののほか、薬物使用検査の実施に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

## 8 実施時期等

- (1) この要綱は、平成14年7月1日から施行し、同日以後に採用される自衛官等に適用する。
- (2) この要綱の規定にかかわらず、平成14年度に行う予備自衛官補試験に合格し採用される予備自衛官補については、採用試験時の身体検査に代えて、最初の教育訓練招集時に行う身体検査に併せて薬物使用検査を行うものとする。